

川 監 収 第 5 3 号

令和 8 年 7 月 8 日

(略)

川口市監査委員 西 原 信一郎

同 金 井 洋

同 関 由紀夫

同 飯 塚 孝 行

住民監査請求の結果について（通知）

令和 8 年 6 月 1 6 日付けで請求のあった地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、請求の内容を法律上の要件に照らして審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象として不適法なものであると判断したので、これを受理せず却下します。

記

1 本件請求の内容

別紙のとおり

2 却下の理由

住民監査請求制度は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、地方公共団体の住民全体が損失を被ることを防止するため、住民が監査委員に対し監査請求を提出することで、その違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実の予防、是正を図ることを本来の目的とする制度である。

このことから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象とされる事項は、法第 2 4 2 条第 1 項に定める事項、すなわ

ち「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務のある負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されており、その対象となる財務会計行為、更には執行機関又は職員、違法又は不当の事由、生じた損害、講ずべき必要な措置は具体的に特定されていなければならない。

請求人が本件請求で求めている事項は、いずれもこれらに該当しないものであり、本件請求は法第242条第1項に定める住民監査請求の対象として不適法なものであると判断した。

令和8年6月16日

監査請求書

川口市監査委員 御中

請求人

住所 川口市

【件名】

建築安全課における行政不作為および説明責任不履行に関する監査請求

【請求の趣旨】

当方居住地の隣接地に約3～4年にわたり無確認で設置されているコンテナ倉庫について、川口市建築安全課が違反状態を認識しながら、是正措置・経過説明・住民対応を適切に行わず、行政不作為が継続しているため、地方自治法第242条に基づき監査を求める。

【請求の理由】

1. 違法状態の存在

令和8年5月18日付の建築安全課長名文書において「確認申請の履歴は確認できなかった」と明記されており、本件コンテナが無確認で設置されている違法状態が行政自ら認定されている。



2 相当期間の経過

本件コンテナは約 3～4 年にわたり継続設置されており、その間、市は是正措置を講じていない。

3 行政の不作为

違法状態を認識しながら、是正措置・行政指導・処分方針の提示が行われていない。また、調査の進捗や標準処理期間の扱いについても説明がなされていない。

4 建築安全課長による「第三者扱い」という不当な判断

令和 8 年 5 月 27 日付課長文書において請求人は「第三者であるため経過説明はできない」とされた。しかし請求人は、・違法コンテナの隣接地に居住する直接の利害関係人であり、・建築基準法および行政手続法上も「当事者」または「利害関係人」に該当する。従って、本判断は、①事実誤認、②法令解釈の誤り、③説明拒否のための不当な理由付けであり、行政運用として重大な問題を含む。

5 守秘義務(地方公務員法 34 条)の誤用

建築安全課は経過説明を拒否する理由として守秘義務を主張したが、請求人は当事者であり、守秘義務の適用は不適切である。

6 建築安全課長が「住民に説明する義務はない」と明言

令和 8 年 6 月 12 日付課長文書において「住民が課長に説明を求めても、課長が対応しなければならない法令上の根拠はない」と明記されており、行政手続法上の誠実義務に反する疑いが強い。

7 秘書課長が建築安全課長に“回答を依頼”する異常構造

秘書課長が「課長に回答するよう依頼した」と当方に通知しており、課長が自発的に説明責任を果たしていないことが明らかである。

【結論】

本件は、①違法状態の存在、②相当期間の経過、③行政の不作為の三要件を満たす典型的な行政不作為である。

加えて、建築安全課長が住民対応を一貫して回避し続けたことは、行政手続法の誠実義務、地方自治法に基づく説明責任、及び内部統制基準に照らして重大な問題を含む。

更には、課長自身が「72日は行政庁に処理期間の目安を定める努力義務を規定したもの」と明言しており、本件における是正措置は5月18日を起点として72日以内に決定・実施されるべき行政上の合理的処理期間と位置付けられる。それにもかかわらず、川口市の建築安全課からは進捗説明や工程表が一切示されておらず、行政自らが示した処理期間の努力目標すら遵守されていない。

従って、監査委員におかれては、以下の5項目につき措置を講じられたい。

■違法状態の是正措置の実施 ■請求人への説明責任の履行 ■現状の進捗状況と今後の工程表の速やかな提示 ■72日間の処理期間努力義務の遵守状況の確認 ■建築安全課長が住民対応を一貫して回避し続けたことの是非判断

【付言】

尚、監査委員において適切な監査および必要な措置が講じられない場合には、本件は建築基準法および行政手続法に関わる重大な行政不作為であることから、所管庁である埼玉県都市計画部建築安全課等の上位機関に対し、監査結果及び川口市の対応状況を通報せざるを得ないことを付言する。

以上

令和8年7月25日

川口市代表監査委員
西 原 信 一 郎 様

請求人 住所：川口市
氏名：

補 正 書

【補正の趣旨】

令和8年6月16日付で提出した監査請求書について、令和8年6月22日付通知により補正を求められた事項について、下記のとおり補正します。

1 請求の対象となる職員等

川口市都市計画部建築安全課 建築安全課長 氏
同課において本件コンテナの調査に関与した担当職員 氏

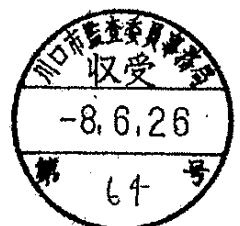
2 請求の対象となる財務会計上の行為

本件は行政不作為に関する監査請求であるが、地方自治法第242条の解釈上、「財務会計上の行為に該当する行政処分・行政指導の不実施」として以下を対象とする。

- (1) 建築基準法第6条に基づく確認申請の有無の調査結果（無確認状態）を認識しながら、是正措置（行政指導・命令等）の方針提示・実施を行わなかった行為
- (2) 違法状態の継続により、市が負担すべき監督事務の遅延・追加対応等の行政コストを発生させている行為
- (3) 利害関係人である請求人への説明責任を拒否し、行政手続法上の誠実義務を履行しなかった行為

3 上記行為が違法または不当である理由

- (1) 違法状態の行政自認と、その後の不作為
・令和8年5月18日付建築安全課長文書において「確認申請の履歴は確認できなかった」と明記されており、行政自ら違法状態を認定している。



にもかかわらず、是正措置の方針提示・行政指導・処分検討のいずれも行われていない。
これは建築基準法第9条の監督義務に反し、違法または著しく不当である。

(2) 行政手続法上の誠実義務違反

建築安全課長は令和8年6月11日付文書にて「住民が課長に説明を求めても、課長が対応しなければならない法令上の根拠はない」と明言した。

しかし請求人は違法コンテナの隣接地に居住する直接の利害関係人であり、説明拒否は行政手続法第1条の2（誠実義務）に反する。

(3) 請求人を「第三者」と扱った事実誤認

令和8年6月11日付課長文書では請求人を「第三者」と扱っているが、利害関係人である以上、事実誤認に基づく不当な判断である。

(4) 標準処理期間（72日）の不遵守と行政運営上の不当性

課長自身が令和8年5月27日付文書にて「72日は行政庁に処理期間の目安を定める努力義務」と明言している。

本件は5月18日の違法状態認定以降、合理的処理期間内に是正措置の方針提示・進捗説明が一切行われていない。努力義務すら履行しない行政運営は不当である。

4 市に生じている損害

- (1) 違法状態の長期放置により、市の監督事務が遅延し、追加調査・文書作成等の行政コストが発生している。
- (2) 違法状態を放置する行政運用は、市の法令遵守体制（コンプライアンス）に重大な毀損を生じさせ、行政リスクを増大させている。
- (3) 住民対応の拒否により、市民相談対応の二重化（秘書課→建築安全課への依頼等）が発生し、行政効率を低下させている。

5 是正等措置を求める内容および対象者

(1) 対象者

建築安全課長および本件に関与した建築調査係

(2) 求める措置

- ① 違法コンテナに対する是正措置（行政指導・命令等）の速やかな実施
- ② 請求人への経過説明・処理方針の提示
- ③ 現状の調査状況および今後の工程表の提示

- ④ 標準処理期間（72日）の遵守状況の確認と改善
- ⑤ 建築安全課長による説明拒否・第三者扱いの妥当性の監査

6 財務会計上の行為から1年を経過している場合の正当な理由

本件コンテナは約3～4年継続設置されているが、違法状態は現在も継続しており、行政不作為も現在進行形で継続している。

よって、「継続する違法状態」および「継続する行政不作為」であり、地方自治法第242条第2項の但し書きにいう正当な理由に該当する。

以上のとおり補正し、監査請求の適法性を満たすものとして再度審査を求めます。